

千葉県稲毛区選挙管理委員会告示第12号

令和3年3月21日執行の千葉県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第2項、第4項又は第5項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和3年3月4日

千葉県稲毛区選挙管理委員会委員長 三浦 邦宏

区 分	場 所	日 時
公職選挙法第62条第2項の規定によるくじ	千葉県稲毛区役所内 千葉県稲毛区選挙管理委員会	令和3年3月18日 午後5時15分
公職選挙法第62条第4項の規定によるくじ	同 上	令和3年3月18日 午後5時20分
公職選挙法第62条第5項の規定によるくじ	同 上	事実発生の都度